

生命科学総合研究支援センター年報第12号

目 次

継続・発展可能な生命科学研究基盤拠点形成を目指して	
生命科学総合研究支援センター長 下澤伸行	1
生命科学総合研究支援センターの重要性と今後の期待	
医学系研究科教授 湊口信也	2
生命科学総合研究支援センターについて	
研究推進・地域連携機構副機構長 工学部教授 大矢 豊	3
センターの理念と目的	4
センターの憲章、基本戦略	4
センター組織図	6
センター沿革	8
センター各分野所在地	9
平成26年度活動状況報告	10
平成26年度支援状況	11
平成26年度岐阜大学公開講座	12
センター規程・運営委員会細則・教授会細則	13
分野ごとの報告	
●ゲノム研究分野	17
●嫌気性菌研究分野	51
●放射性同位元素管理室（柳戸施設・医学施設）	55
●動物実験分野	71
●機器分析分野	99
●抗酸化研究部門	179
編集後記	181

継続・発展可能な生命科学研究基盤拠点形成を目指して



生命科学総合研究支援センター長 下澤 伸行

当センターは平成15年に教員自らが研究を行いながら、生命科学分野の全学教育研究基盤整備を実施する部局として、ゲノム・嫌気性菌・動物・機器の4分野に、放射性同位元素（RI）を取り扱う2事業所が統合して設置されました。その後、25年度には寄付研究部門として抗酸化研究部門の設置、26、27年度には機器分析分野の柳戸・医学2施設の総合研究棟Ⅱへの移転・統廃合を進めています。

この間、学内研究者の需要に併せた設備の充実はもとより、機器講習会、セミナー、教育訓練等により安全管理を踏まえた基盤提供を行いながら、学外機関との共同利用の推進、利用料収入による自助努力も併せて、効率的な研究基盤の提供を目指しています。

平成27年度は第三期中期目標・中期計画にある医薬獣を中心とした生命科学研究拠点形成を踏まえた研究基盤の整備を進めることにより、学内研究水準の向上、活性化を目指すとともに、岐阜大学が保有する貴重な研究資源である微生物から遺伝子改変生物、ヒトや動物、植物由来の研究リソースまで、将来にわたり学内で開発、集積された研究資源も統合して管理できる機能を整備し、従来の研究設備機能と併せた「生命科学研究基盤拠点」の形成を目指しています。

一方で、国立大学法人を取り巻く厳しい財政環境の中でも、継続して最新の研究基盤を提供して生命科学分野での研究成果を発信し、地域・社会に貢献できる大学を目指して、学長の指導のもと、計画的かつ効率的な運営を進めていきたいと考えています。

以上を踏まえた平成27年度の各分野の課題と目標を下記に列挙します。

【ゲノム研究分野】

- ・ゲノム編集技術によるモデル生物作製の推進と学内普及
- ・次世代シーケンサ学内導入の要求

【嫌気性菌研究分野】

- ・嫌気性菌も含めた微生物遺伝資源管理体制の整備
- ・RI 2施設の安全管理強化、統廃合を含めた効率的運用の検討

【動物実験分野】

- ・ゲノム編集技術によるモデル動物作製を含めた研究体制の整備
- ・法令を遵守した動物管理機能の拡張と動物遺伝資源管理体制の整備

【機器分析分野】

- ・総合研究棟Ⅱへの移転統廃合後の管理体制の整備
- ・学内大型機器の効率的運用体制のための機器分析分野の組織強化

生命科学総合研究支援センターの重要性と今後の期待



医学系研究科教授 湊口 信也

生命科学総合研究支援センターは、平成17年に、ゲノム研究分野、嫌気性菌研究分野、動物実験分野、放射線同位元素管理室が集合したセンターとして発足したものであります。発足当初から今日に至るまで、我々、循環呼吸病態学分野（第二内科）は特に動物実験分野を中心に大変お世話になっております。第二内科は循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科を担当している関係で、心臓血管病、呼吸器疾患、腎臓病に関する

モデル動物実験を数多く行っております。そのため、小動物実験室、中型動物実験室の2室を専用で常時借用させていただき契約を結んでおります。また、最近ではブタの実験も行うようになったため共用の大型動物実験室も時々利用させていただいております。施設はクリーンで、動物がしっかり管理されており、利用者としても気持ちよく実験ができる施設です。以前、医学部移転前の司町で行っていた動物実験設備の劣悪な状況とはまったく異なる日本でも有数のきわめて優れた施設であると思います。岐阜大学は生命科学系の研究を一つの柱としているため、医学部においてはシーズを発掘し、それを育成して、特許を取得し、先進的・独創的な創薬あるいは新規医療機器に対して動物実験で非臨床試験のPOCを確立、その後、PMDAとの協議を経た後、ヒトを対象とした医師主導型臨床試験あるいは企業が中心となった治験を開始していくという大きな役割があります。すなわち、translational researchの積極的推進は今後の岐阜大学発展には欠かせないものであると思います。そのためには、各分野がシーズを発掘しそれぞれの分野に関連した疾患のモデル実験を行う必要があるため、動物実験施設は欠かせません。そこで生命科学総合研究支援センターが担うべき役割分担の重要性は従来にも増して大きなものになってきていると思っております。今後の課題としては、現在はマウスのレベルであればknockoutあるいはtransgenic動物を比較的簡単に生命科学総合研究支援センターで扱うことができますが、今後の創薬を考えた場合、中型動物、大型動物に対してもknockout動物、transgenic動物を生命科学総合研究支援センターで作製できるような体制を将来的には考えていけば、岐阜大学の大きな特徴になると考えます。是非よろしくお願ひしたいと思います。今後とも生命科学総合研究支援センターには研究部門を引っ張っていただけていただけることを祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

生命科学総合研究支援センターについて



研究推進・地域連携機構 副機構長 工学部教授 大矢 豊

今回、原稿の依頼があり、生命科学総合研究支援センターについて改めて調べてみました。このセンターは研究のサポートだけではなく、教育のサポートと社会への貢献も行っており、ゲノム研究分野、嫌気性菌研究分野、動物実験分野、機器分析分野、RI管理室があります。分野の名称をみるとセンターの名称が示すように生命科学の研究に対する支援を行う組織のようですが、機器分析分野には広く一般の材料や素材の

研究などに使用できる汎用装置が揃えられております。従って生命科学のみならず広く学内の多くの研究を支援する組織であることが分かります。

さて、現在良い研究を行うには優れた装置と支援体制があることが前提となっています。一昔前には手の出なかった機器を用いて実験を行うことが普通になり、機器の購入からその装置を用いた実験、メンテナンス等を含めて機器の維持管理には多くの手間、時間、予算が必要となっております。そのため大学内の装置を集めての共同利用化、共同利用施設としての管理が進められ、高価な機器の効率的な運用が不可欠となっています。生命科学総合研究支援センターはまさにこの主体となっているセンターです。また現在は学内だけでなく広く学外にも開放して地域での教育研究の中核的な共同利用施設となることが求められ、仄聞するところによると、着々と実績を上げているとのこと。

更に昨年度には、長く工学部と応用生物科学部の間にあった機器分析分野が、工学部の東側に新設された総合研究棟Ⅱに移りました。これからも多くの共同利用機器を集めることが可能になるような広い面積と設備が整いました。私は長く機器分析分野（古くは計測センター、機器分析センター）の機器を利用しております。最初の頃は建物内に学生用のコンピュータ室もあり、電力の不足が生じていたことなどもありました。学内の共同利用施設であるとの認識と共同利用設備の拡充など大学の支援もあり、多くの機器が導入され近年は非常に手狭になっておりました。新しい建物でますます全学の共同利用施設として発展していくものと思っています。

最後に、このセンターを運営している教員と職員の方々について触れないわけにはいきません。決して多くない人数でセンターの管理運営、機器の導入計画や現存の機器のメンテナンス、使用方法の説明と使用者からの相談への対応、教員であるからには個人の研究、学生への教育も行っています。さらには社会貢献として各分野で小中高校生に対しての体験・実験プログラムを実施していることはもっと広く知られても良いことと思います。

生命科学総合研究支援センターが岐阜大学と地域の教育研究の要として、今後ますます発展、拡充されていくことを確信しております。

センターの理念と目的

1. 概要

岐阜大学における生命科学研究を積極的に推進させるために、機器の共同利用の高効率化と高精度化により統合的な問題解決のための研究基盤を整備し、かつ人的・知的交流も活発化して学部や地域を越えたハブとしての機能を発揮できるセンターを目指す。

2. 研究のサポート

- (1) 先端的研究を支える大型機器の共同利用（導入・維持・更新）
- (2) 特別管理された実験室の共同利用

3. 教育のサポート

- (1) 実験技術の普及と教育研究のレベルアップ
- (2) 安全管理と教育訓練

4. 社会への貢献

- (1) 岐阜県の科学教育の支援と市民の啓蒙活動
- (2) 地域との連携とベンチャービジネスの育成

5. 運営について

- (1) センター活動の学内外への広報と利用・受託サービスの拡充
- (2) 共同プロジェクトによる大型研究費の導入と利用負担金・受託研究費の有効利用

センターの憲章、基本戦略

平成19年 4月 1日

【憲章】

岐阜大学および地域における生命科学研究の教育・研究基盤拠点として機能する

生命科学総合研究支援センターは岐阜大学の理念に基づき、学内外の共同利用施設として生命科学分野を含めた総合的な教育・研究基盤となる設備、機器を整備し、かつ人的・知的交流も活発化して学部や学内外の枠を越えた「地域の知の拠点」としての機能を目指す。

1. 全学を対象に、生命科学を含めた総合的な専門知識、技術を習得し、安全管理、教育訓練を通じて高度な倫理観を身につけた人材を育成する。【生命科学・安全教育】
2. 大学における高度な教育・研究水準を維持するため、生命科学の研究基盤を積極的に整備し、全学的な利用を推進する。【研究基盤整備】
3. 生命科学を軸に学部を超えた研究の融合、共同研究の展開を図り、競争的研究資金の獲得を目指す。【全学的共同研究の推進】
4. 大学院連合に積極的に参加し、地域の特性を活かした独創的研究分野を開拓し、質の高い研究を推進する。【大学院連合による先端教育・研究の推進】
5. 地域における生命科学分野の教育、研究基盤施設として地域科学産業の振興に貢献し、研究資源・大型設備の学外への解放、共同・受託研究の展開等、産官学の融合を積極的に進める。【地域の知の拠点形成】

6. 地域教育と文化への貢献を目指し、公開講座や学校教育への積極的支援を進めて、科学知識の市民への啓蒙を図る。 【地域社会教育・文化への貢献】
7. 研究基盤整備の要求に加え、利用者負担や学外利用、機器の再生・利用拡大を進め、効率的かつ戦略的な経営と管理運営を行う。 【自助努力・リユースも踏まえた戦略的運営】

【基本戦略】

(1) 教育基本戦略：

- ・生命科学分野の講義・実習を通して全学的な教育支援を行う。
- ・教育目標達成に必要な基盤経費を確保し、配分する。
- ・教育環境を整備し、拡充する。
- ・各大学院のカリキュラムに添って、専門教育を積極的に協力・支援し、社会の要請に応える資質能力を持った学生を育てる。
- ・岐阜薬科大学との連合大学院の充実に積極的に参加するとともに、生命科学を含めた総合的な教育環境を提供する。

(2) 研究基本戦略：

- ・目標を高くもち、世界レベルの研究を行う。
- ・研究の活性化を図り、世界トップレベルの研究を育てる。
- ・独自色のある研究を重視し、継続する。
- ・若手研究者を重視した組織構成に転換を図る。
- ・戦略的に特色ある研究を発展させる。
- ・岐阜薬科大学との共同研究、研究基盤の共同利用を進める。
- ・高い評価を受けている研究、将来性のある研究に資源を重点的に配分する。
- ・競争的環境にチャレンジする。
- ・科学研究費に全教員が申請し、より多く、より大型の研究費を獲得するよう務める。
- ・文部科学省以外のナショナルプロジェクトにも積極的に応募し、資金を獲得する。
- ・外部資金のための情報を収集し、推進に必要な最新の設備を整備して提供する。
- ・全学的研究支援センターとして整備する。
- ・戦略的・長期的・全学的見地から研究設備整備計画（マスタープラン）を立てる。

(3) 社会貢献基本戦略：

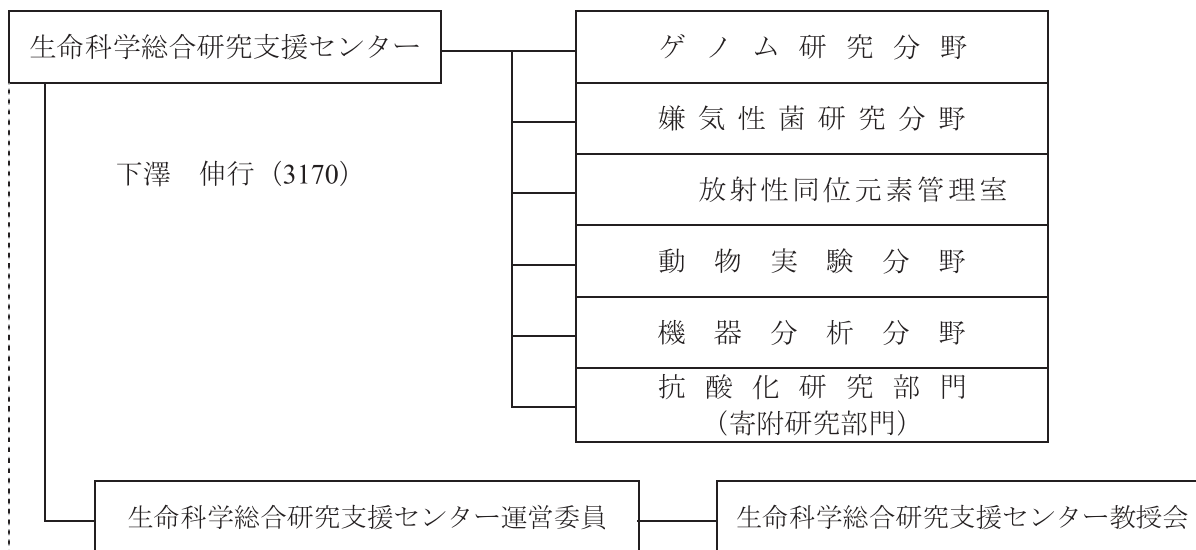
- ・シーズの開発、ニーズに対応して研究資源を学外に解放し、産業に貢献する。
- ・生命科学分野の研究基盤施設として地域の産業の振興と発展に貢献する。
- ・教職員は社会貢献に積極的に参画し、広い視野から地域に貢献する。
- ・地域住民に生命科学知識についての啓蒙活動を行う。
- ・大学の講義や施設・設備を地域住民に開放し、地域文化に貢献する。
- ・地域住民の文化活動と生涯教育に参加する。
- ・各種の学校への生命科学分野の教育支援を行う。

(4) 運営基本戦略：

- ・中期目標、中期計画を確実に実行する。
- ・評価を運営に生かす。
- ・透明、効率的、迅速な運営をする。
- ・全学的な研究水準の維持、向上に必要な基盤整備を要求するとともに、利用者負担等による自助努力を進め、効率的な経営を行う。
- ・既存の設備・機器の再生、ネットワーク等による利用拡大を進め、リユースを図る。
- ・外部資金を獲得するため大学としての戦略を図り、研究基盤施設を整備し支援する。
- ・環境に配慮した運営をする。

センター組織図 () 内は内線番号

(平成27年 3月31日まで)



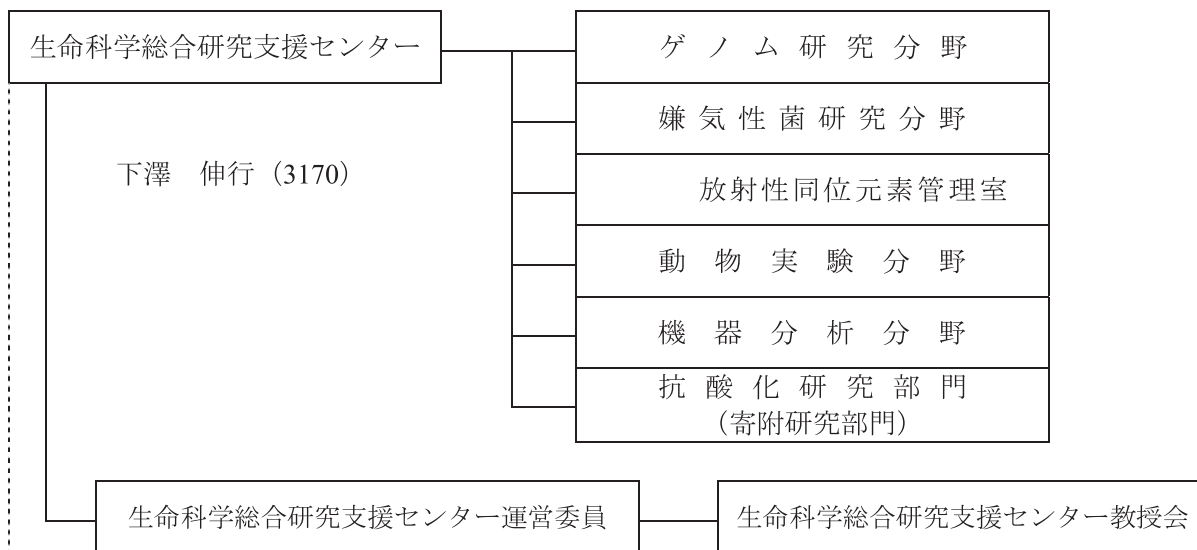
区	分	平成 26 年度運営委員 [任期]	平成 26 年度教授会員
生命科学総合研究支援センター長 (委員長)		下澤 伸行 (3170)	下澤 伸行 (3170)
教育学部		古屋 康則 (2255) [H26.4.1~H28.3.31]	
地域科学部		肥後 睦輝 (3074) [H26.4.1~H28.3.31]	
医学系研究科・医学部		湊口 信也 (6520) [H26.4.1~H28.3.31]	
医学部附属病院		岩田 尚 (6323) [H26.4.1~H28.3.31]	
工学部		沓水 祥一 (2573) [H26.4.1~H28.3.31]	
応用生物科学部		小山 博之 (2911) [H26.4.1~H28.3.31]	
生命科学総合研究支援センター	ゲノム研究分野 RI 管理室総括管理者	下澤 伸行 (3170)	下澤 伸行 (3170) 須賀 晴久 (3173) 高島 茂雄 (3174)
	嫌気性菌研究分野	田中 香お里 (6552)	田中 香お里 (6552) 後藤 隆次 (6553) 林 将大 (6554)
	動物実験分野	二上 英樹 (6609)	二上 英樹 (6609) 平田 暁大 (6610)
	機器分析分野	近江 靖則 (2037)	近江 靖則 (2037) 鎌足 雄司 (6151) 犬塚 俊康 (6152)

学術国際部
研究支援課

課長	蓑島 博徳 (3347)
課長補佐	佐藤 忠 (3344)
研究施設係長	西村 達也 (3352)
研究施設係	増田 優 (2014)
	杉山 純子 (9693)

センター組織図 () 内は内線番号

(平成27年4月1日から)



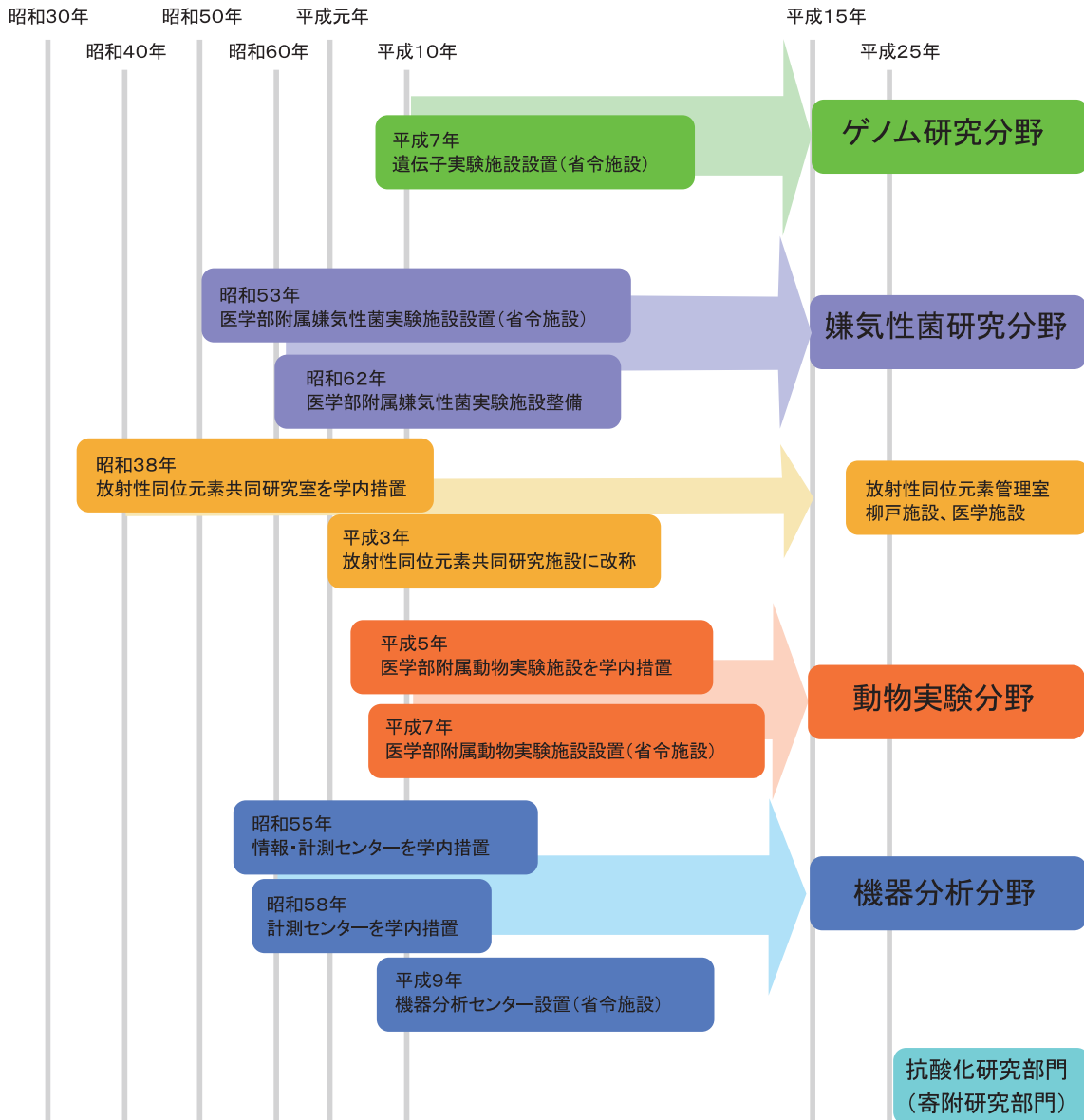
区	分	平成27年度運営委員 [任期]	平成27年度教授会員
生命科学総合研究支援センター長 (委員長)		下澤 伸行 (3170)	下澤 伸行 (3170)
教育学部		古屋 康則 (2255) [H26.4.1~H28.3.31]	
地域科学部		肥後 睦輝 (3074) [H26.4.1~H28.3.31]	
医学系研究科・医学部		湊口 信也 (6520) [H26.4.1~H28.3.31]	
医学部附属病院		岩田 尚 (6323) [H26.4.1~H28.3.31]	
工学部		池田 将 (2639) [H27.4.1~H28.3.31]	
応用生物科学部		小山 博之 (2911) [H26.4.1~H28.3.31]	
生命科学総合研究支援センター	ゲノム研究分野 RI管理室総括管理者	下澤 伸行 (3170)	下澤 伸行 (3170) 須賀 晴久 (3173) 高島 茂雄 (3174)
	嫌気性菌研究分野	田中 香お里 (6552)	田中 香お里 (6552) 後藤 隆次 (6553) 林 将大 (6554)
	動物実験分野	二上 英樹 (6609)	二上 英樹 (6609) 平田 暁大 (6610)
	機器分析分野	近江 靖則 (2037)	近江 靖則 (2037) 鎌足 雄司 (3900) 犬塚 俊康 (3901)

学術国際部
研究支援課

課長 蓑島 博徳 (3347)
 課長補佐 佐藤 忠 (3344)
 研究施設係長 小林 恵子 (3352)
 研究施設係 増田 優 (2014)
 杉山 純子 (9693)

センター沿革

生命科学総合研究支援センター



- 平成15年
 - 生命科学総合実験センター設置
 - ゲノム研究分野、嫌気性菌実験分野、動物実験分野、機器分析分野の4分野を設置
 - 放射性同位元素共同研究施設と遺伝子実験施設を統合しゲノム研究分野へ
 - 初代センター長に渡邊邦友教授が就任
- 平成17年
 - 生命科学総合研究支援センターへ改称
 - 嫌気性菌実験分野を嫌気性菌研究分野へ改称
 - ゲノム研究分野放射性同位元素管理室に改称し、柳戸施設と医学施設の2施設稼働
- 平成18年
 - 2代センター長に下澤伸行教授が就任
- 平成22年
 - 3代センター長に渡邊邦友教授が就任
- 平成23年
 - 機器分析分野医学施設稼働
- 平成24年
 - 4代センター長に下澤伸行教授が就任

- 平成25年
 - 放射性同位元素管理室に改称し、担当をゲノム研究分野から嫌気性菌研究分野へ変更
 - 寄附研究部門「抗酸化研究部門」設置(3年間)平成26年
 - 総合研究棟Ⅱ完成
- 平成27年
 - 機器分析分野医学施設を廃止し、一元化

センター各分野所在地

嫌気性菌研究分野

抗酸化研究部門

機器分析分野

RI管理室柳戸施設

ゲノム研究分野

研究支援課

動物実験分野

RI管理室医学施設



平成26年度活動状況報告

生命科学総合研究支援センター教授会
第124回生命科学総合研究支援センター教授会
平成26年4月23日（水）
議題 (1) 貢献度実績・自己点検評価に係るガイドライン及び部局項目について
(2) 機種選定委員会委員について
(3) 受託研究について

第125回生命科学総合研究支援センター教授会
平成26年5月28日（水）
議題 (1) 若手支援経費について
(2) 共同研究について

第126回生命科学総合研究支援センター教授会
平成26年6月25日（水）

第127回生命科学総合研究支援センター教授会
平成26年7月23日（水）
議題 (1) 研究生の受入れについて

第128回生命科学総合研究支援センター教授会
平成26年9月24日（水）
議題 (1) 寄附金の受入れについて
(2) 抗酸化研究部門の寄附金受入れ及び受入れ時期の変更について
(3) 寄附物品の受入れについて
(4) 動物実験分野の教員人事について

第129回生命科学総合研究支援センター教授会
平成26年10月22日（水）
議題 (1) 運営組織規則の改正に伴う学長裁定（案）の制定について
(2) 動物実験分野の教員人事について

第130回生命科学総合研究支援センター教授会
平成26年11月26日（水）
議題 (1) 動物実験分野教授選考について

第131回生命科学総合研究支援センター教授会
平成26年12月24日（水）

第132回生命科学総合研究支援センター教授会
平成27年1月28日（水）
議題 (1) 特任教員の雇用について
(2) 寄附金及び寄附物品の受入れについて
(3) 平成27年度公開講座実施計画について

第133回生命科学総合研究支援センター教授会
平成27年2月25日（水）
議題 (1) センター規程等の改正について
(2) 寄附金の受入れについて
(3) 平成27年度委員会委員について
(4) 平成27年度各分野担当について

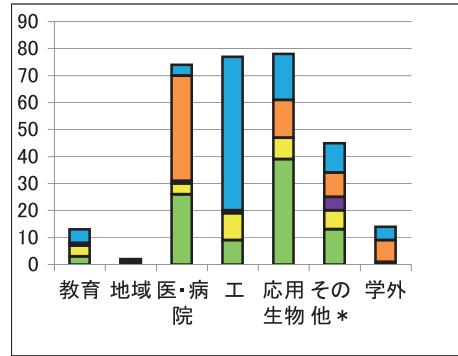
第134回生命科学総合研究支援センター教授会
平成27年3月24日（火）
議題 (1) センター長候補者推薦等手続きに関する申合せについて
(2) 寄附金の受入れについて
(3) 共同研究・共同研究の変更について

平成26年度支援状況

平成26年度登録グループ数

	教育	地域	医・病院	工	応用生物	その他*	学外
ゲノム研究分野	3	1	26	9	39	13	0
嫌気性菌研究分野	0	0	1	1	0	5	1
放射性同位元素管理室	4	1	4	10	8	7	0
動物実験分野	1	0	39	0	14	9	8
機器分析分野	5	0	4	57	17	11	5

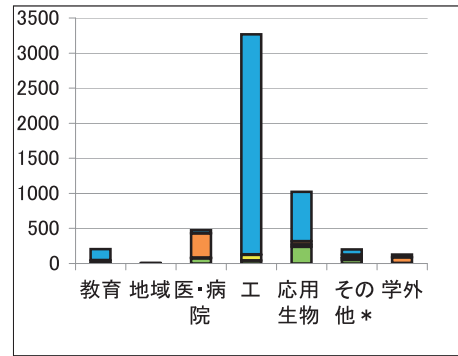
* その他: 生命セ、流域、情報メディア、連合創薬、連合農学など
 放射性同位元素管理室は、柳戸施設と医学施設との合計で重複あり
 機器分析分野は、柳戸施設と医学部施設で合計で重複有り



平成26年度登録者数

	教育	地域	医・病院	工	応用生物	その他*	学外
ゲノム研究分野	11	6	75	42	238	50	0
嫌気性菌研究分野	0	0	1	6	0	6	1
放射性同位元素管理室	31	1	8	81	32	27	2
動物実験分野	5	0	345	0	46	42	84
機器分析分野	157	0	44	3139	706	76	43

* その他: 生命セ、流域、情報メディア、連合創薬、連合農学など
 放射性同位元素管理室は、柳戸施設と医学施設との合計で重複あり
 嫌気性菌研究分野は支援件数の総計で重複あり
 機器分析分野は、装置ごとの登録者数の総計および柳戸施設と医学部施設との合計で重複あり

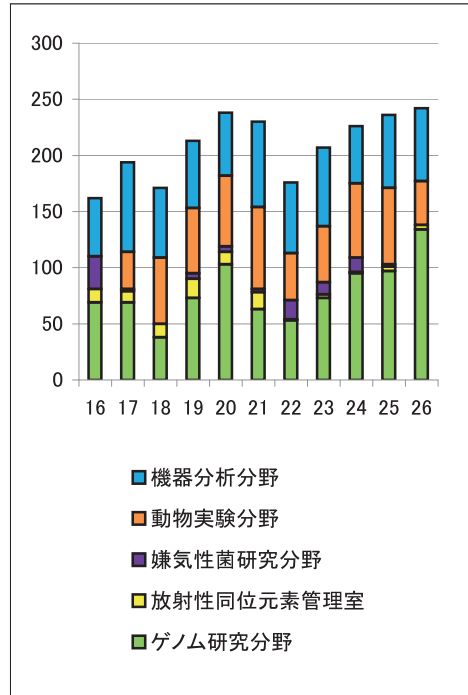


センターを利用して発表された論文(研究支援論文)数推移

年度	16	17	18	19	20
ゲノム研究分野	69	69	38	73	103
嫌気性菌研究分野	29	2	0	5	5
放射性同位元素管理室	12	10	12	17	11
動物実験分野	0	33	59	58	63
機器分析分野	52	80	62	60	56

年度	21	22	23	24	25
ゲノム研究分野	63	53	73	95	97
嫌気性菌研究分野	3	17	11	13	2
放射性同位元素管理室	15	1	3	1	4
動物実験分野	73	42	50	66	68
機器分析分野	76	63	70	51	65

年度	26
ゲノム研究分野	134
嫌気性菌研究分野	0
放射性同位元素管理室	4
動物実験分野	39
機器分析分野	65



岐阜大学 公開講座

生命科学への扉 ～研究がもたらすもの～

岐阜大学の研究者が分かりやすくお話しする生命科学のトピック。
多彩な世界が広がる生命科学の世界をちょっとのぞいてみませんか。

日時 平成26年11月30日(日) 13:00～17:00 **定員** 36名

会場 岐阜大学サテライトキャンパス(JR岐阜駅前)

参加費 無料(11月14日(金)までにお申込み下さい。) **対象者** 学生、一般市民

プログラム

講演 1

遺伝病に どう向き合うか

—幹細胞と遺伝子治療—

ゲノム研究分野
高島 茂雄

講演 2

人の寿命は どこまで延ばせるか?

—老化と酸化の関係—

抗酸化研究部門
犬房 春彦

講演 3

遺伝子 組換え動物と クローン動物

動物実験分野
二上 英樹

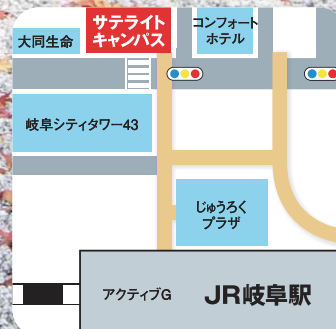
講演 4

分析手法の開発と 科学技術の発展

機器分析分野
近江 靖則

閉講式・ 修了証の授与

生命科学総合研究支援
センター長
下澤 伸行



主催: 岐阜大学生命科学総合研究支援センター

申込方法 郵便・FAX・Eメールにて、住所・氏名・年齢・連絡先をお伝えください。申し込みされた方には、後日案内通知を発送します。

申込・問い合わせ先 岐阜市柳戸1-1 岐阜大学学術国際部研究支援課 TEL:058-293-2014 FAX:058-293-3209 E-mail:gjai04004@jim.gifu-u.ac.jp

岐阜大学生命科学総合研究支援センター規程

平成19年10月1日
規程第64号

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜大学学則第11条第2項の規定に基づき、生命科学総合研究支援センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人岐阜大学(以下「本学」という。)の共同教育研究基盤施設として、生命科学に関連する先進的分野の教育研究を行うとともに放射性同位元素、実験動物、大型分析機器等の適切な管理を行うことにより、本学における生命科学分野の教育研究の総合的推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 センターに次の表の左欄に掲げる分野を置き、同表の右欄に掲げる業務を行う。

分 野	所 掌 業 務
ゲノム研究分野	一 ゲノム等生命科学分野における研究 二 生命科学分野の研究基盤整備及び技術指導 三 その他ゲノム研究に関すること。
嫌気性菌研究分野	一 嫌気性菌感染症及び嫌気性菌症の診断、病因、治療、予防等に関する基礎的・臨床細菌学的研究 二 偏性嫌気性菌を中心とした遺伝資源の系統保存 三 放射性同位元素の管理及び放射性同位元素を用いた教育研究の支援 四 その他嫌気性菌実験に関すること。
動物実験分野	一 動物実験モデル及び実験用動物の開発研究 二 実験動物の飼育管理及び実験動物を用いた教育研究の支援 三 その他動物実験に関すること。
機器分析分野	一 ナノスケールにおける新規分析技術の開発研究 二 生体試料及び機能性化合物の分子構造解析に関する研究支援 三 分析機器の維持管理及び分析技術の指導 四 その他機器分析に関すること。

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 専任の教育職員
- 三 その他の職員

(センター長の職務)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター長候補者の推薦等)

第6条 国立大学法人法施行規則第7条の2に規定する、学部等教育研究上の重要な組織の長の任命に関し、学長が定める事項(平成26年11月20日学長裁定)に定めるセンター長の任免手続きに基づく候補者の推薦等については、別に定める。

(専任の教育職員の選考)

第6条の2 第4条第2号に規定する専任の教育職員の選考については、別に定める。

(分野長)

第7条 各分野に分野長を置き、当該分野の専任の教授、准教授又は講師をもって充てる。

2 分野長は、センター長の命を受け、当該分野における業務（嫌気性菌研究分野長にあつては、放射性同位元素の管理等に関する業務を除く。）を総括し、及び整理する。

(放射性同位元素実験施設総括管理者)

第8条 嫌気性菌研究分野の放射性同位元素実験施設に総括管理者を置き、センターの専任の教育職員をもって充てる。ただし、適任者が得られないときには、センター以外の教育職員をもって充てることができる。

2 総括管理者は、センター長の命を受け、放射性同位元素実験施設における放射性同位元素の管理等の業務を総括し、及び整理する。

(教授会)

第9条 センターに、生命科学総合研究支援センター教授会（以下「センター教授会」という。）を置く。

2 センター教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの共同利用に関する事項、センター長から諮問された事項等を審議するため、生命科学総合研究支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(機器分析分野協力員)

第11条 機器分析分野に、当該分野の業務に協力し、利用及び分析技術の研究、開発等を行うため、機器分析分野協力員を置くことができる。

2 機器分析分野協力員は、本学の専任の教育職員をもって充てる。

3 前項に規定するもののほか、機器分析分野協力員に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第12条 センターに関する庶務は、学術国際部研究支援課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター教授会の意見を聴いて、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

2 岐阜大学生命科学総合研究支援センター規則（平成16年岐阜大学規則第158号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

岐阜大学生命科学総合研究支援センター運営委員会細則

平成19年10月1日
細則第67号

(趣旨)

第1条 この細則は、岐阜大学生命科学総合研究支援センター規程第10条第2項の規定に基づき、生命科学総合研究支援センター（以下「センター」という。）に置く生命科学総合研究支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、センターに関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 共同利用に関すること。
- 二 実験施設等の利用に係る安全管理に関すること。
- 三 センター長から諮問された事項
- 四 その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
 - 二 センターの各分野の長及び放射性同位元素実験施設総括管理者
 - 三 各学部（医学部を除く。）から選出された教育職員 各1人
 - 四 医学系研究科・医学部から選出された教育職員 1人
 - 五 医学部附属病院から選出された教育職員 1人
 - 六 その他委員会が必要と認める者
- 2 前項第6号に規定する委員には、外部有識者を含めることができる。
- 3 第1項第3号から第6号までに規定する委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第6号までに規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

第9条 委員会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 岐阜大学生命科学総合研究支援センター運営委員会規則（平成16年岐阜大学規則第160号）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

岐阜大学生命科学総合研究支援センター教授会細則

平成19年10月1日
細則第66号

(趣旨)

第1条 この細則は、岐阜大学生命科学総合研究支援センター規程第9条第2項の規定に基づき、生命科学総合研究支援センター（以下「センター」という。）に置く生命科学総合研究支援センター教授会（以下「センター教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 センター教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 中期計画及び年度計画に関する事項（国立大学法人岐阜大学の経営に関するものを除く。）
 - 二 センター長候補者の推薦に関する事項
 - 三 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
 - 四 教育研究戦略、教育研究方法及び教育研究組織に関する事項
 - 五 予算配分及び決算に関する事項
 - 六 その他教育、研究及び業務に関する重要事項
- 2 センター教授会は、前項に規定するもののほか、学長及びセンター長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 センター教授会は、学長に対し、センター長の解任及び大学運営に関して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 センター教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 センターに所属する専任の教育職員

(議長)

第4条 センター長は、センター教授会を主宰し、その議長となる。

2 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する教授がその職務を代理する。

(会議)

第5条 センター教授会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教育職員の教育研究業績の審査に関する事項についての議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 放射性同位元素実験施設総括管理者がセンター以外の教育職員の場合は、その者は、センター教授会に出席し、意見を述べるすることができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、センター教授会の運営その他に関する事項は、センター教授会の意見を聴いて、センター長が定める。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。